［略］	［略］	［略］	ち、研究に関する事務を分掌する室の長の属する職制上の段階
			［略］
［略］	［略］	七　診療放射線技師、診療エックス線技師、あん摩マッサージ指圧師、歯科衛生士、歯科技工士等の行う医療技術に関する事務をつかさどる官職の職務（五の項及び六の項に掲げる職務を除く。）	［略］
		二　自衛隊の部隊等及び自衛隊海上輸送群	五　自衛隊の部隊等及び自衛隊海上輸送群においてこの項第一欄に掲げる事務をつかさどる官職の属する職制上の段階
			［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
			［同上］
［同上］	［同上］	七　診療放射線技師、診療エックス線技師、あん摩マッサージ指圧師、歯科衛生士、歯科技工士等の行う医療技術に関する事務をつかさどる官職の職務（五の項及び六の項に掲げる職務を除く。）	［同上］
		二　自衛隊の部隊等	五　自衛隊の部隊等においてこの項第一欄に掲げる事務をつかさどる官職の属する職制上の段階
			［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部改正）

第十条　自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和六年防衛省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（防衛省令で定める機関等） **第三条**　令第十七条の四第三項及び第四項、第十七条の四の二第一項、第十七条の四の三第四項、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の五の二第三項並びに第十七条の六の三第二項及び第四項に規定する防衛省令で定める防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、防衛大学校、防衛医科大学校、海上幕僚監部、海上自衛隊の地方総監部及び地区総監部、自衛隊中央病院、自衛隊地方協力本部並びに防衛大臣が別に定める自衛隊の部隊又は機関とする。	（防衛省令で定める機関等） **第三条**　令第十七条の四第三項及び第四項、第十七条の四の二第一項、第十七条の四の三第四項、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の五の二第三項並びに第十七条の六の三第二項及び第四項に規定する防衛省令で定める防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、防衛大学校、防衛医科大学校、海上幕僚監部及び海上自衛隊の地方総監部、自衛隊中央病院、自衛隊地方協力本部並びに防衛大臣が別に定める自衛隊の部隊又は機関とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年三月二十四日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に防衛省設置法等の一部を改正する法律による改正前の自衛隊法第百九条第三項の規定により陸上自衛隊及び海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）が備え付けている書類の様式については、第一条の規定による改正後の自衛隊法施行規則別表第八の規定にかかわらず、なお従前の例による。